



議案第七十号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十年六月廿六日 原案可決
三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「監査委員、」の下に「固定資産評価審査委員会、」を加え、「並びに三朝温泉会館及び水道課」を「及び企業局」に改める。

第二条中

合 計	水 道 課	三朝温泉会館	教育委員会
一五九人	事務吏員 技術吏員 その他の職員	事務吏員 その他の職員	教 育 長 事務吏員 その他の職員
	通じて 七人	通じて二二人	通じて二一人

を



この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則

合 計	企 業 局		教 育 委 員 会
	事 務 吏 員 其 他 の 職 員	事 務 吏 員 技 術 吏 員 其 他 の 職 員	事 務 吏 員 其 他 の 職 員
一 五 八 人	計 二 九 人	水 道 課 七 人 計 二 九 人	通 じ て 二 〇 人

に改める。